

2016年9月23日 全11頁

# 消費税増税再延期で他制度はどう変わるか

## 税制上の措置、8月24日に閣議決定

金融調査部 研究員  
小林章子

### [要約]

- 2016（平成28）年6月1日、安倍首相は記者会見で、消費税率の10%への引上げ時期を2017（平成29）年4月1日から2019（平成31）年10月1日まで、2年半再延期する方針を表明した。
- これを受けて、与党は8月2日に「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」を公表し、同案は同月24日に閣議決定された（以下、閣議決定）。この閣議決定に基づく関連法案は、今秋9月26日開会の第192回臨時国会で提出される予定である。
- 閣議決定では、消費税率の10%への引上げ時期を2019（平成31）年10月1日とするほか、消費税率引上げの施行日に施行されることとされている制度や、消費税率が10%であることを前提としている制度について、施行時期を延期する等の措置がとられることとされている。具体的には、軽減税率制度、適格請求書等保存方式（インボイス方式）、住宅ローン減税の適用期限等について、延期又は延長されることとされた。
- 本稿では、この閣議決定などに基づき、消費税増税再延期で変わる制度について解説する。

## 1. はじめに

2016（平成28）年6月1日、安倍首相は記者会見で、消費税率の10%への引上げ時期を2017（平成29）年4月1日から**2019（平成31）年10月1日**まで、2年半再延期する方針を表明した。

これを受けて、与党は8月2日に「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」を公表し<sup>1</sup>、同案は同月24日に閣議決定された（以下、閣議決定）<sup>2</sup>。

この閣議決定で示された各制度の対策は、次の**図表1**の通りである。

<sup>1</sup> 自由民主党ウェブサイト（<https://www.jimin.jp/news/policy/132828.html>）参照。

<sup>2</sup> 閣議決定の全文については、財務省ウェブサイト（[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2016/280824shouhizei\\_mokuji.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2016/280824shouhizei_mokuji.htm)）参照。

消費税率の10%への引上げ時期を2019（平成31）年10月1日とするほか、消費税率引上げの施行日に施行されることとされている制度や、消費税率が10%であることを前提としている制度について、施行時期を延期する等の措置がとられることとされている。

図表1 閣議決定で示された各制度の措置（主なもの）

税区分	項目	現行	閣議決定	
消費課税	消費税率の引上げ時期の変更	2017(平成29)年4月1日	2019(平成31)年10月1日	
	請負工事等に係る経過措置の指定日	2016(平成28)年10月1日	2019(平成31)年4月1日	
	軽減税率制度の導入時期	2017(平成29)年4月1日	2019(平成31)年10月1日	
	税額の簡便計算特例の適用期間	中小事業者(売上税額)	2017(平成29)年4月1日 ～2021(平成33)年3月31日	2019(平成31)年10月1日 ～2023(平成35)年9月30日
		中小事業者(仕入税額)	2017(平成29)年4月1日 ～2018(平成30)年3月31日	2019(平成31)年10月1日 ～2020(平成32)年9月30日
		中小事業者以外	2017(平成29)年4月1日 ～2018(平成30)年3月31日	<措置なし(廃止)>
	適格請求書等保存方式(インボイス方式)の導入時期	2021(平成33)年4月1日	2023(平成35)年10月1日	
	適格請求書発行事業者の登録申請の開始時期	2019(平成31)年4月1日	2021(平成33)年10月1日	
	消費税転嫁対策特別措置法の適用期限	2018(平成30)年9月30日	2021(平成33)年3月31日	
	自動車取得税の廃止時期・環境性能割の導入時期	2017(平成29)年4月1日	2019(平成31)年10月1日	
	自動車税(軽自動車税)の環境性能割の特例措置の実施時期	2017(平成29)年4月1日	<規定を削除>	
個人所得課税	住宅ローン減税の適用期限	2019(平成31)年6月30日	2021(平成33)年12月31日	
	簡素な給付措置(臨時福祉給付金)の課税	非課税(所得税・地方税)	引き続き非課税(所得税・地方税)	
資産課税	住宅取得等資金の贈与税非課税特例	税率8%	2016(平成28)年1月1日 ～2019(平成31)年6月30日	2016(平成28)年1月1日 ～2021(平成33)年12月31日
		税率10%	2016(平成28)年10月1日 ～2019(平成31)年6月30日	2019(平成31)年4月1日 ～2021(平成33)年12月31日
	住宅取得等資金の相続時精算課税制度の特例の適用期限	2019(平成31)年6月30日	2021(平成33)年12月31日	

(注) この他、閣議決定では、軽減税率制度に関して、①免税事業者の事業者免税点制度不適用の期間、②免税事業者等からの課税仕入税額控除の経過措置、③軽減税率制度導入に当たり安定的な恒久財源を確保するための措置等について、それぞれ適用期間を延長するとされている。また、地方法人課税について、①法人住民税(法人税割)の税率引下げ・地方法人税の税率引上げ時期、②地方法人特別税・地方法人特別譲与税の廃止時期等の措置等について、それぞれ延期するとされている。

(出所) 現行法令及び閣議決定を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

本稿では、まずこの閣議決定に基づき、消費税増税再延期により影響を受ける制度について解説し、次に閣議決定では言及がされていないが、今後何らかの措置がとられると考えられる制度について解説する。

なお、閣議決定に基づく関連法案は、今秋9月26日開会の第192回臨時国会で提出される予定である。各施策に関する本稿の記述、図表等は、特に断りがない限り、閣議決定及び現行(改正前)の法制度に基づくことに留意されたい。

## 2. 消費課税に対する措置

### (1) 消費税率の引上げ時期の再延期等

### ①消費税率の引上げ時期の再延期

消費税率 10%への引上げ時期について、現行の 2017（平成 29）年 4 月 1 日から、**2019（平成 31）年 10 月 1 日**に再延期とすることとされた<sup>3</sup>。2019（平成 31）年 10 月 1 日以後、消費税の税率は 10%（消費税 7.8%、地方消費税 2.2%）となる。

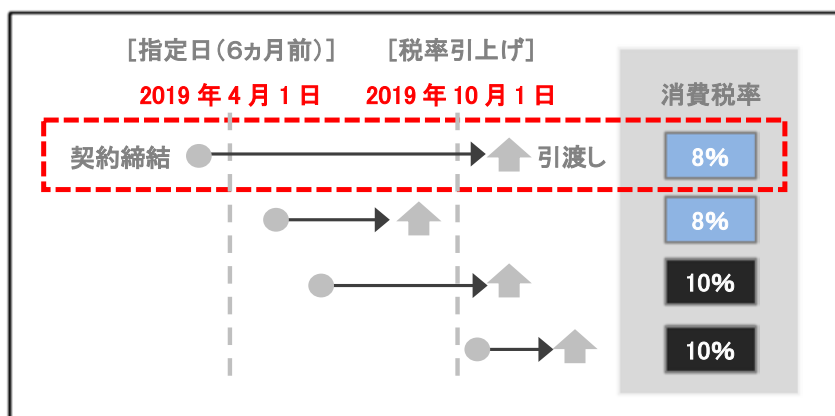
### ②請負工事等に係る経過措置の指定日の変更

住宅を取得した場合の消費税率については、その住宅の引渡し時における税率が適用されるのが原則である。ただし、例外的に注文住宅の場合などで、税率引上げの 6 ヶ月前（指定日）の前日までに契約（原則として請負契約）を締結した場合は、経過措置により、引上げ前の税率が適用されることとされている<sup>4</sup>。

閣議決定では、この経過措置の導入時期（指定日）を 2 年半延期し、併せて適用期限を 2 年半延長することとされた。すなわち経過措置が 2 年半後ろ倒しとなり、指定日は 2016（平成 28）年 10 月 1 日から **2019（平成 31）年 4 月 1 日**に変更された。

図表 2 は、この閣議決定に基づき、住宅の契約締結及び引渡しの時期と、適用される消費税率の対応を示している。税率引上げ日の 2019（平成 31）年 10 月 1 日から遡って 6 ヶ月前にあたる 2019（平成 31）年 4 月 1 日が指定日となり、その指定日の前日までに契約を締結した場合は、引上げ前の消費税率 8%が適用されることとなる（図表 2 の赤線で囲った部分）。

図表 2 住宅を取得した場合等に適用される消費税率（閣議決定）



※1 赤字は、今回の閣議決定で変更された部分である。

※2 赤線で囲った部分は、経過措置により、適用税率が10%→8%となる場合である。

(出所) 国土交通省「すまい給付金『消費税率引上げに伴う住宅に関する経過措置』」及び閣議決定を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

<sup>3</sup> 施行日については、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（税制抜本改革法）に規定されている。

<sup>4</sup> この経過措置が適用されるのは、原則として注文住宅などの請負契約の場合であるが、例えばマンションの売買契約であっても、注文者が壁の色又はドアの形状等について特別の注文を付すことができる場合であれば、経過措置が適用されることとされている。法令解釈通達「平成 29 年 4 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いについて」（平成 26 年 10 月 27 日）13 項を参照。

## (2) 消費税率の引上げ時期の変更に伴う措置

### ①軽減税率制度の導入時期の延期

消費税は、個人の所得に関係なく、一律に課せられる税であることから、消費税率 10%への引上げは、特に低所得者にとって重い負担となる。そのため、そのような低所得者の負担軽減の対策として、消費税率 10%への引上げに伴い、軽減税率制度が導入されることとされていた。これは、酒類以外の飲食料品（外食サービスを除く）及び新聞に限って、消費税率を 8%のままとする制度である。

閣議決定では、この軽減税率制度の導入時期について、消費税率 10%への引上げと同時の **2019（平成 31）年 10 月 1 日**とされた。

### ②税額の簡便計算特例の適用期間の変更

軽減税率制度が導入されると、事業者は、売上税額の計算において、売上げを消費税率 8%のもの と 10%のものに区分する必要がある。そのような区分が困難な中小事業者等については、経過措置として、売上げの一定割合を軽減税率対象品目の売上げとして、税額を計算する簡便計算の特例が設けられている。

閣議決定では、この売上税額の簡便計算の適用期間について、消費税率 10%への引上げと同時の **2019（平成 31）年 10 月 1 日から 2023（平成 35）年 9 月 30 日まで**とされた。

また、同様に、仕入税額の計算において区分が困難な中小事業者等については、経過措置として、仕入れの一定割合を軽減税率対象品目の仕入れとして、税額を計算する簡便計算の特例が設けられている。

閣議決定では、この仕入税額の簡便計算の適用期間について、消費税率 10%への引上げと同時の **2019（平成 31）年 10 月 1 日から 2020（平成 32）年 9 月 30 日まで**とされた。

### ③適格請求書等保存方式（インボイス方式）の導入時期の延期

適格請求書等保存方式（インボイス方式）とは、消費税率による区分経理に対応するため、現行の請求書等保存方式による請求書等の記載に加えて、適用される税率とその税額、発行事業者の登録番号等を記載した適格請求書等（インボイス）を保存する制度である。

閣議決定では、この制度の導入時期について、**2023（平成 35）年 10 月 1 日**に延期された。

また、この適格請求書等を発行するために必要な事業者登録について、**2021（平成 33）年 10 月 1 日**から申請できることとされた。

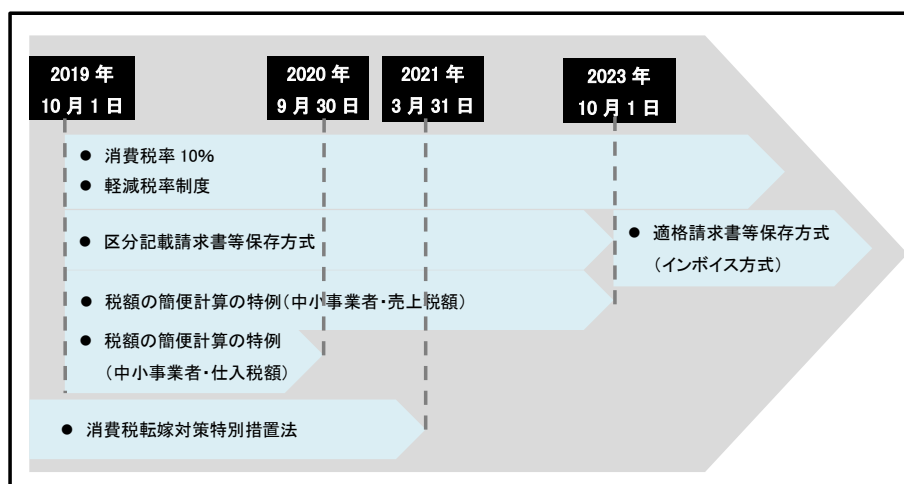
なお、適格請求書等保存方式の導入までの経過措置として、「区分記載請求書等保存方式」の制度が設けられている。この制度の適用期間については、軽減税率制度が導入される **2019（平成 31）年 10 月 1 日**から、適格請求書等保存方式の導入前の **2023（平成 35）年 9 月 30 日**までとなると思われる。

#### ④消費税転嫁対策特別措置法の適用期限の延長

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（消費税転嫁対策特別措置法）」とは、消費税率の引上げ部分について、本来の負担者である事業者以外の業者に負担が転嫁されることを防ぐために設けられた法律である。例えば、消費者を保護するための対策の一つとして、事業者は原則として商品の総額（税込価格）を表示しなければならないとされている（総額表示義務）。ただし、事業者の事務負担等に鑑みて、例外的に、消費者が税込価格であると誤認しないような措置をとっていれば、税抜価格等での表示もできるとする特例措置がある。

閣議決定では、この法律の適用期限について、2021（平成33）年3月31日に延長することとされた。

図表3 軽減税率制度関係のスケジュール（閣議決定）



（出所）現行法令及び閣議決定を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

### （3）車体課税の見直しの実施時期の変更等

#### ①自動車取得税の廃止時期及び自動車税（軽自動車税）の環境性能割の導入時期の変更

現行では、50万円超の価額で自動車を取得した場合に、道府県民税である自動車取得税が課されることとされているが、この税率については、図表4-1の通り、自動車の燃費基準に応じた軽減措置（いわゆるエコカー減税）が設けられている。

図表4-1 現行の自動車取得税の税率（重量車を除く）

燃費基準	2015年度			2020年度		
	達成	+5%	+10%	達成	+10%	+20%
乗用車	3%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	0%
軽自動車	2%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	
営業用						

（出所）国土交通省「平成28年度税制改正結果概要（車体課税関係）」を基に大和総研金融調査部制度調査課作成



この自動車取得税は、2016（平成 28）年度の税制改正において、消費税率 10% 引上げ時の 2017（平成 29）年 4 月 1 日に廃止され、新たに道府県民税である自動車税（軽自動車税）の環境性能割を導入することとされていた。この環境性能割は、50 万円超の価額で自動車を取得した場合に課税され、燃費基準に応じた軽減措置が設けられているのは自動車取得税と同様であるが、税率は図表 4-2 の通りとなる。

図表 4-2 現行法における自動車税・軽自動車税の環境性能割税率（重量車を除く）

燃費基準	2015年度			2020年度			
	達成度	達成	+5%	+10%	達成	+10%	+20%
乗用車		3%		2%	1%	0%	
軽自動車		2%					
営業用		2%		1%			

（注）閣議決定では、環境性能割の区分について、2019（平成 31）年度税制改正において見直すこととされている。

（出所）国土交通省「平成 28 年度税制改正結果概要（車体課税関係）」を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

閣議決定では、この自動車取得税の廃止及び環境性能割の導入時期について、いずれも 2019（平成 31）年 10 月 1 日に延期することとされた。したがって、2019（平成 31）年 9 月 30 日までは図表 4-1 の通り、現行の自動車取得税が課され、2019（平成 31）年 10 月 1 日以後は図表 4-2 の通り、自動車税（軽自動車税）の環境性能割が課されることとなる<sup>5</sup>。

## ②自動車税（軽自動車税）の環境性能割の特例措置の削除

環境性能割については、2016（平成 28）年度の税制改正において、特例措置が設けられ、環境性能割の導入と共に施行されることとされた。この特例では、路線バスやタクシーで利用されるバリアフリー車両等について、環境性能割が非課税または課税標準（取得価額）から最大 1,000 万円の控除を受けられることとされていた。また、この特例は、いわゆるエコカー減税との併用ができることとされていた<sup>6</sup>。

閣議決定では、この特例措置の規定を削除することとされた。今後、環境性能割の区分の見直しに合わせて、特例措置が検討されるものと思われる。

<sup>5</sup> ただし、閣議決定では、環境性能割の区分について、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえて 2019（平成 31）年度税制改正において見直すこととされている。

<sup>6</sup> 特例の内容は、現行の自動車取得税で規定されている特例とほぼ同様であるため、自動車取得税が廃止される 2019（平成 31）年 10 月 1 日までは、現行の特例を受けることができる（もっとも、現行の特例では、いわゆるエコカー減税との併用はできない）。

### 3. 個人所得課税に対する措置

#### ①住宅ローン減税の延長

住宅ローン減税とは、住宅をローンで取得した場合や増改築した場合に、原則として取得後10年間にわたり、所得税及び住民税の税額控除が受けられる制度である。例えば2016年10月1日に一般住宅を取得した場合や一般の増改築を行った場合は、いずれも10年間累計で最大400万円の税額控除を受けることができる。なお、増改築については、2016（平成28）年4月1日から多世帯同居対応改修も対象となり、最大62万5,000円の税額控除が受けられることとなった。

閣議決定では、この制度の適用期限について、2021（平成33）年12月31日に延長することとされた<sup>7</sup>。

図表5 住宅ローン減税の最大控除額（累計）（閣議決定）

入居時期※1	新築・中古住宅の取得(10年間)		増改築(10年間)	増改築(5年間)	
	一般住宅	認定住宅	一般の改修	バリアフリー・省エネ改修	多世帯同居対応改修※3
2013年1月1日 ～2014年3月31日	200万円	300万円	200万円	60万円	-
2014年4月1日 ～2021年12月31日※2	400万円	500万円	400万円	62.5万円	

※1 2016（平成28）年度税制改正により、非居住者が住宅取得から6ヵ月後までに入居した場合も利用できるようになった。

※2 消費税率8%または10%が適用されて住宅を取得等した場合に限る。消費税率5%または非課税で住宅を取得した場合は「2013年1月～2014年3月」の欄の限度額となる。なお、東日本大震災の被災者には特例規定がある。

※3 多世帯同居対応改修は、2016（平成28）年4月1日から対象となる。

※4 赤字は、今回の閣議決定で変更された部分である。

（出所）現行法令及び閣議決定を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

#### ②簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の非課税

2014（平成26）年4月1日に消費税率が5%から8%に引上げられた際、市町村民税（均等割）非課税の世帯<sup>8</sup>を対象として、「簡素な給付措置（臨時福祉給付金）」が支給された。この給付金は、低所得者等に与える影響の緩和措置として、制度的な対応（軽減税率制度）の導入までの間の暫定的・臨時的措置として支給されたもので、2015年度・2016年度と、継続して支給されていた。また、所得税及び地方税は非課税とされていた。

閣議決定では、この給付金の課税について、引き続き、所得税及び地方税が非課税とされた。

なお、この給付金は、8月2日に閣議決定された「未来への投資を実現する経済対策」におい

<sup>7</sup> なお、税額控除限度額については、8%への引上げ時には限度額が200万円から400万円に拡大されている（一般住宅の場合）。10%への引上げ時においても、更に限度額の拡大が行われるかが注目されていたが、閣議決定では言及はされていない。

<sup>8</sup> 住民税課税者の被扶養者、生活保護受給者は除く。

て、軽減税率制度が導入されるまでの間継続して支給されることとされた<sup>9</sup>。また、8月24日に閣議決定された平成28年度第2次補正予算案に、2019年9月までの2年半分の予算計3,673億円が一括計上されている<sup>10</sup>。

## 4. 資産課税に対する措置

### ①住宅取得等資金の贈与税非課税特例の延長等

住宅取得等資金の贈与税非課税特例とは、直系尊属（父母・祖父母等）からその子・孫等に、住宅を取得するためなどの資金が贈与された場合、その贈与について贈与税の非課税を受けられる制度である。非課税の限度額は、その住宅を取得等する際に消費税率10%が適用されるか否かで異なっている。また、住宅の種類によって異なるほか、特例の適用開始から適用期限まで、段階的に縮小されることとされている。

閣議決定では、消費税率10%の場合の非課税特例の適用開始時期を2019（平成31）年4月1日に延期し、消費税率10%の場合とそれ以外の場合（8%又は非課税<sup>11</sup>の場合）の適用期限をいずれも2021（平成33）年12月31日に延長することとされた<sup>12</sup>。また、併せて、非課税限度額の段階的な縮小の時期についても変更されることとされた。

閣議決定に基づく特例の概要については、図表6-1の通りとなる。例えば、住宅取得等資金を2019（平成31）年4月1日に贈与し、同日に取得等の契約を締結した場合は、その翌年の2020（平成32）年3月15日までに住宅に居住することで、非課税の適用を受けることができる。

図表6-1 住宅取得等資金の贈与税非課税特例の概要（閣議決定）

贈与の時期	2015（平成27）年1月1日～2021（平成33）年12月31日までの贈与
契約締結の期限	2021（平成33）年12月31日までに締結
取得した住宅への入居時期	贈与を受けた年の翌年3月15日まで（原則）
贈与者	受贈者の直系尊属（父母、祖父母など）
受贈者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 贈与を受けた時に日本国内に住所がある</li> <li>・ 贈与を受けた年の1月1日において20歳以上</li> <li>・ 贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下</li> <li>・ 2009年～2014年までに非課税制度の適用を受けていない</li> </ul>
資金用途	居住用住宅の新築、増改築、中古住宅の取得 住宅のための土地等の取得
取得する住宅の条件	登記簿上の床面積が50㎡～240㎡以下であること等
贈与税の申告期間	贈与を受けた年の翌年2月1日～3月15日まで

※赤字は、今回の閣議決定で変更された部分である。

（出所）現行法令及び閣議決定を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

<sup>9</sup> 首相官邸ウェブサイト（[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/keizaitaisaku\\_honbun\\_160802.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/keizaitaisaku_honbun_160802.pdf)）参照。

<sup>10</sup> 厚生労働省ウェブサイト「平成28年度厚生労働省第二次補正予算（案）の概要」（<http://www.mhlw.go.jp/w/yosan/yosan/16hosei/dl/16hosei02.pdf>）参照。

<sup>11</sup> 個人間の中古住宅の売買の場合、原則として消費税等が非課税となる。

<sup>12</sup> なお、閣議決定では、受贈者が東日本大震災の被災者である場合に適用される贈与税非課税措置についても、適用期限が2021（平成33）年12月31日まで延長されている。



図表 6-2 は、閣議決定に基づいた住宅取得等資金の非課税限度額である。例えば、耐震住宅について、2019（平成 31）年 4 月 1 日に住宅の取得等の契約を締結した場合は、その住宅の引渡し日が 2019（平成 31）年 10 月 1 日より前にされた場合は税率 8%（又は非課税）が適用され<sup>13</sup>、最大 1,200 万円の非課税が受けられる。他方、住宅の引渡し日が 2019（平成 31）年 10 月 1 日以後にされた場合は税率 10%が適用されるため<sup>14</sup>、最大 3,000 万円の非課税が受けられる。

図表 6-2 住宅取得等資金の非課税限度額（閣議決定）

適用される消費税率(注1)	契約締結日(注2)	一般住宅	耐震・エコ・バリアフリー住宅
8% 又は 非課税	2016年1月1日 ～2020年3月31日	700万円	1,200万円
	2020年4月1日 ～2021年3月31日	500万円	1,000万円
	2021年4月1日 ～2021年12月31日	300万円	800万円
10%	2019年4月1日 ～2020年3月31日	2,500万円	3,000万円
	2020年4月1日 ～2021年3月31日	1,000万円	1,500万円
	2021年4月1日 ～2021年12月31日	700万円	1,200万円

(注 1) 適用される消費税率は、原則として住宅の引渡し時の税率となる（請負工事等に係る経過措置あり）。適用関係については、前記 2. (1) ②参照。

(注 2) 各期間の期限日までに取得等のための契約を締結していることのほか、住宅取得等資金の贈与を受けていることが必要である。

(注 3) 東日本大震災の被災者については、異なる非課税限度額が定められている。

(出所) 閣議決定を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

## ②住宅取得等資金の相続時精算課税制度の特例の延長

相続時精算課税制度とは、生前贈与を行いやすくするため、贈与時の贈与税を軽減し、相続時の相続税の課税において精算する制度である。贈与者の年齢が 60 歳以上であることが必要であるが、住宅取得等のための資金が生前贈与された場合については、特例により、贈与者の年齢に関わらず、制度を利用することができる。

閣議決定では、この特例の適用期限について、2021（平成 33）年 12 月 31 日に延長することとされた。

## 5. 閣議決定で言及のなかった制度

これまで、閣議決定で施行時期を延期する等の措置がとられることとされた制度について述べてきたが、ここでは、閣議決定では言及がなかったものの、消費税率引上げと関連づけられているため、今後何らかの措置がとられると考えられる制度について述べる。

<sup>13</sup> 適用される消費税率は、原則として住宅の引渡し時の税率となる（請負工事等に係る経過措置あり）。

<sup>14</sup> 住宅の取得等の契約締結日が 2019（平成 31）年 4 月 1 日であるため、請負工事等に係る経過措置（前記 2. (1) ②）は適用されない。

## ①すまい給付金

「すまい給付金」とは、消費税率 8%への引上げに合わせて設けられた制度で、収入額の目安（都道府県民税の所得割額）をベースとして給付額を算出し、現金で支給を行うものである。この制度は、住宅ローン減税は税額控除の制度であるため、控除上限額を拡充したとしても、そもそも控除税額が少ない中低所得者層では、増税負担軽減の効果を十分に受けられない場合があることから設けられた制度である。この制度では、制度の適用期限の 2019（平成 31）年 6 月 30 日までに、住宅が引渡され、入居が完了していることが必要である。

この制度では、消費税率 10%への引上げに合わせて、**図表 7**の通り、給付対象者及び給付基礎額が拡大されることとされている。したがって、消費税率 10%への引上げの 2019（平成 31）年 10 月 1 日から拡大されることとなりそうであるが、現行では、この制度の適用期限が 2019（平成 31）年 6 月 30 日までであるため、消費税率 10%の場合の給付額が適用される場面は生じない。

この制度につき、閣議決定では言及がなかったものの、今後、制度の適用期限の延長などを含め、何らかの措置が行われるものと思われる。

**図表 7 すまい給付金の給付基礎額（現行制度）**

消費税率	給付対象者		給付基礎額
	収入額の目安(注1)	都道府県民税の所得割額(注2)	
8%	425万円以下	6.89万円以下	30万円
	425万円超 475万円以下	6.89万円超 8.39万円以下	20万円
	475万円超 510万円以下	8.39万円超 9.38万円以下	10万円
10%	450万円以下	7.60万円以下	50万円
	450万円超 525万円以下	7.60万円超 9.79万円以下	40万円
	525万円超 600万円以下	9.79万円超 11.90万円以下	30万円
	600万円超 675万円以下	11.90万円超 14.06万円以下	20万円
	675万円超 775万円以下	14.06万円超 17.26万円以下	10万円

(注 1) 収入額の目安は、扶養対象の家族が 1 人の場合をモデルとして試算したものである。

(注 2) 神奈川県については住民税（県民税）の税率が異なる（4.025%）ため、所得割額が異なる（収入額の目安は同じ）。

※災害等により都道府県民税の所得割額の減免を受けた場合、減免前の所得割額を基礎として算出される。

(出所) 国土交通省「すまい給付金」を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

## ②公的年金の受給資格期間の短縮

現行では、公的年金の受給資格を得るためには、原則 25 年間（300 月）の間、保険料を支払う必要がある（老齢基礎年金につき、国民年金法 26 条但書）。この支払期間（受給資格期間）について、現行の 25 年から 10 年に短縮される予定とされていたが、その施行については、税制抜本改革により得られる税収を充てるため、消費税率が 10%に引上げられるのと同時に施行されるものとされていた。

この制度につき、閣議決定では言及されていない。もっとも、報道によると、安倍首相は 7 月 11 日の記者会見で、増税分を活用する予定の社会保障の充実策について、年金受給に必要な受給資格期間を来年度の 2017（平成 29）年度から短縮する方針を明らかにした、と報じられて

おり<sup>15</sup>、8月2日に閣議決定された「未来への投資を実現する経済対策」に盛り込まれた<sup>16</sup>。したがって、消費税増税が再延期される場合でも、2017（平成29）年度中に、受給資格期間が10年に短縮されることとなる見込みである<sup>17</sup>。

### ③年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金とは、低所得の年金生活者に対して、月額5,000円などを支給する制度である。支給開始は、消費税率10%引上げの施行日とされていたが、前回の増税延期の際に延期されたまま、今回の閣議決定でも言及がされなかった。

一方、2016（平成28）年度に、この給付金の前倒し的な制度として、「年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け給付金）」が設けられている。これは、前年度分の住民税が非課税の者などに対して、一時的に3万円を支給するもので、所得税は非課税とされている。年金生活者支援給付金の開始が再延期されるのであれば、再度、臨時的な給付金が設けられることが考えられる。

<sup>15</sup> 日本経済新聞「脱デフレへ10兆円超す対策 首相きょう指示—年金受給、納付10年で 無年金者17万人救済」（2016年7月12日付朝刊1面）など。

<sup>16</sup> 首相官邸ウェブサイト ([http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/keizaitaisaku\\_honbun\\_160802.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/keizaitaisaku_honbun_160802.pdf))

<sup>17</sup> なお、国民年金保険料については、現行では2018（平成30）年9月30日まで5年の後納制度が利用できる。したがって、年金受給資格期間が10年未満である高齢者であっても、2018（平成30）年9月30日までに国民年金保険料を後納し、加入期間が10年以上とみなされれば、2017（平成29）年度中に、受給資格が得られることになる。従来問題視されていた、後納期限と受給資格取得の間に空白期間ができるという問題は解消されたことになる。